

交付申請書 兼 請求書

山口県知事 様

「山口県診療所等賃上げ支援事業費補助金」の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

1. 申請者の情報

診療所・訪問看護ステーションの名称		申請年月日	2026	年	月	日
申請区分						
保険医療機関コード(ステーションコード)(7ケタ)						
法人名(個人開設の場合は空欄)		住所・所在地 (市町名から番地まで)	〒	-		
開設者(代表者)	職					
	氏名					
事務担当者	氏名					
	電話番号					
	メールアドレス					

【交付上限額】
・有床診療所(許可病床数3床以上) 72千円/許可病床数
・有床診療所(許可病床数2床以下) 150千円/施設
・無床診療所 150千円/施設
・訪問看護ステーション 228千円/施設

許可病床数: 医療法第27条の使用許可を受けた病床数で、令和7年8月1日時点のもの。ただし、「病床数適正化支援事業」により令和7年8月2日以降に削減した病床がある場合は、当該削減分を除く。

2. 交付申請額

診療所等賃上げ支援事業 交付申請額(円)	
許可病床数 (無床診療所・訪問看護ステーションは空欄)	

3. 振込口座

金融機関コード例(山口銀行:0170、西京銀行:0570、ゆうちょ銀行:9900)

金融機関名 (〇〇銀行、△△信用金庫まで)	金融機関 コード	支店名 (〇〇支店まで)	支店 コード
口座番号 (右詰め)	預金種別 (普通・当座)	口座名義人 (カタカナ)	

※ 上記の口座が次の支援金・補助金の申請時に指定した振込口座と同じ場合、預金通帳の写し(表紙及び表紙をめくった最初のページ)の添付は不要。
「医療機関等光熱費高騰対策支援金」・「医療機関食料費高騰対策支援金」・「生産性向上・職場環境整備等支援事業費補助金」

4. 申請する施設が補助金の交付対象であることの確認及び誓約(全てのチェックボックスに✓が付されない場合、申請不可)

- 山口県内に所在し、申請時点で事業を行っており、かつ、廃院・廃止の予定がありません。
- 診療所または訪問看護ステーションとして、健康保険法上の保険医療機関コードの発行を受けています。
- 令和7年4月1日から申請時点までに、診療報酬を請求した実績があります。
- 診療報酬における「ベースアップ評価料(※)」について、次のA・Bいずれかに該当します。
(※)外来・在宅ベースアップ評価料(I)、歯科外来・在宅ベースアップ評価料、入院ベースアップ評価料(医科)、入院ベースアップ評価料(歯科)、訪問看護ベースアップ評価料
A 令和8年3月1日時点で届け出ています。
B 現行の制度上、届け出ることができない(※)ため、令和8年6月1日時点で「令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料」を届け出ることを誓約します。
(※)院長(医師または歯科医師)と専ら事務作業を行う職員(医療を専門とする職員の補助を行う医師事務作業補助者、看護補助者等は除く)のみで構成される診療所等
- 補助金を活用し、令和7年12月から令和8年5月までの6カ月間、ベースアップ(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)を行います。
・「補助金を活用したベースアップ」が必要であり、「診療報酬におけるベースアップ評価料の配分」とは別に賃上げを行う必要があることに注意。
・対象職員: 開設者と労働契約を締結している方で、非常勤職員を含む。ただし、管理者・診療所等を開設する法人の理事長・診療所等を運営する個人事業主は対象外。
・令和7年12月から令和8年3月までの4カ月分については、一時金又は特別手当として令和8年3月までに一括で支給した場合も、毎月ベースアップを行ったものとみなす。
・令和7年12月から令和8年5月までの賃金水準と、令和7年3月31日時点の賃金水準を比較して、2.0%を超える賃上げが行われていた場合、当該2.0%超過分に補助金を充当できる。なお、当該2.0%超過分の中にベースアップ評価料の配分が含まれている場合、その部分には充当できない(賃上げ支援措置が重複するため)。
・補助金は、基本給や手当の引上げに伴い増加する賞与や時間外手当、法定福利費の事業主負担分にも充当できる。
・補助金は、定期昇給による賃金上昇部分や、他の補助金等を財源として行っている部分に充てることができない。ただし、それぞれの財源ごとに別の(重複しない)賃上げを実施する場合には、本補助金とは別の補助金等(例: 山口県労働政策課所管「賃金引上げ応援奨励金」)の交付を同時に受けることに差し支えない。
- 補助金を活用して賃金改善を図る一方で、他の賃金項目の水準をおさえ、賃金改善の効果を減殺させた事実はありません。
- 一部の対象職員に補助金を活用した賃金改善を集中させるなど、著しく偏った配分は行っていません。
・医療機関の実情に応じて、職種ごとに傾斜配分することは認められる。
・例えば、賃金水準が全産業平均と比べて高い職種(例: 医師)への配分額を相対的に小さくする一方、賃金水準が全産業平均と比べて低い職種(例: 看護補助者)に対しては、重点的に配分することは認められる。
- 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられた事実はありません。
- 労働保険料を適正に納付しています。
- 「山口県診療所等賃上げ支援事業費補助金」の交付申請に当たり、以下の内容について誓約します。
① 山口県内に所在し、申請時点で事業を行っており、かつ、廃止の予定がありません。
② 健康保険法上の保険医療機関コードの発行を受けています。
③ 令和7年4月1日から申請時点までに、診療報酬を請求した実績があります。
④ 業務上の行為により法令に違反し、令和7年(2025年)12月1日から申請日までに行政処分を受けたことはありません。
⑤ 申請内容に関する振込口座の記入間違い等、軽微な誤りについては、山口県が補正することに同意します。
⑥ 申請内容の不備が山口県の指定する期限までに解消しなかった場合、当該申請が取り下げられたものとみなされることに同意します。
⑦ 申請者の責に帰すべき不備により振込不能等が生じ、山口県が指定する期限までに当該不備を解消しなかった場合、補助金の支給を辞退したものとみなし、交付決定が取り消されることに同意します。